

LIXILフラット35お取扱い開始手続きのご案内

LIXILフラット35をご利用いただく場合、弊社、株式会社LIXILホームファイナンスと取次店契約を締結していただきます。

その際、「建設業許可（予定含む/予定可）」または「宅建業免許」を有していることが条件となります。過去に建設業法の行政処分歴等がある場合は、お申込みいただけない場合がございます。

【 1 】 まず初めに、LIXILフラット35取次店申込書類をご提出ください

・次の書類（本書面に添付）にご記入の上、弊社宛にFAXにてご提出下さい。

（取次店申込書 その1）『LIXILフラット35』取次店申込書
（取次店申込書 その2）「LIXILフラット35制度」に関する確認書

・弊社（LIXILホームファイナンス）にて、LIXILフラット35取次店審査を行います。
注）審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

【 2 】 LIXILフラット35取次店審査承認後、下記必要書類を弊社宛にご返送ください

・必要書類（5点）

①	LIXILフラット35契約書（弊社所定）	1部
②	商業登記簿謄本（※法人の場合）	1通
③	印鑑証明書	1通
④	印鑑届（弊社所定）	1通
⑤	建設業許可証（写し） または、宅地建物取引業者免許証（写し）	いずれか1通 （※両方お持ちの場合は各1通）

※ ①④の書類は、【 1 】の審査可決後にLIXILホームファイナンスから関係書類一式と共に送付いたします。

【 3 】 弊社へ上記書類が到着し、契約締結手続きが完了後、 『LIXILフラット35』のお取扱い開始となります

■ LIXILホームファイナンス＜会社概要＞

名称	株式会社LIXILホームファイナンス
登録番号	関東財務局長(1)第01522号
所在地	〒101-0043 東京都千代田区神田富山町5-1 TEL：03（5539）6930 FAX：03（5539）6934
設立	平成26年6月1日
代表者	宮永 光啓
資本金	500百万円
業務内容	住宅ローン業務、その他

0041002-2106

『LIXILフラット35』取次店申込書

株式会社LIXILホームファイナンス 御中

当社（又は私）は、LIXILフラット35等のパンフレット類を取扱いたく次の通り申し込みます。
本件申込に際し、別紙『LIXILフラット35制度』に関する確認書にて制度概要を確認しました。
また当社（又は私）は、「建設業許可(予定含む/予定可)」又は「宅建業免許」を有しています。
なお、LIXILホームファイナンスの取次店審査がいかなる結果となっても、一切異議を唱えません。

※太線の中をご記入下さい。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

申込会社名 <small>(個人の場合は屋号をご記入ください)</small>		(フリガナ)	
店舗名			
代表者名		(フリガナ)	
会社のご住所		(フリガナ) (〒 -)	
電話番号		-	-
FAX番号		-	-
建設業許可番号 または 宅建免許番号		<建設> () 第 号	
		<宅建> () 第 号	
本件に関して 窓口となる ご担当者	(フリガナ)	所属 役職	
	お名前		
	E-mail アドレス		
年間新築受注棟数	棟		
LIXIL営業担当者名			
LIXIL流通店名	※主にLIXIL商材をお取引されている流通店様名をご記入ください		
スーパーウォール 加盟状況	<input type="checkbox"/> 加盟している <input type="checkbox"/> 加盟していない		

SWN

※E-mailアドレスについては、利用目的（情報提供するためのメール配信）以外の目的では利用いたしません。

【 LIXILホームファイナンス処理欄 】

建設業許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	宅建業許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
LHFルート		SW会名	SWK
LHF層別	<input type="checkbox"/> SWN <input type="checkbox"/> SWK <input type="checkbox"/> THM <input type="checkbox"/> CV <input type="checkbox"/> EH <input type="checkbox"/> GL <input type="checkbox"/> FH		
申込書受領日		検印	担当印

「LIXILフラット35制度」に関する確認書

(御社名)

住 所

会社名

株式会社 L I X I L ホームファイナンスが提供するLIXILフラット35の取扱いについて、以下の制度概要について確認しました。

【LIXILフラット35制度の概要】

1 本制度の取扱いのできる事業者様の資格

- ・ 建設業許可（予定含む/予定可）または宅建業免許を有している会社。ただし、建設業法または宅建業法の処分を受けた会社の申込みはできません。
- ・ 前年、もしくは直近実績で新築着工1棟以上、または売買・仲介1戸以上。
（ただし、新築着工の予定がある場合は可。）
- ・ 審査の結果、お断りする場合があります。

2 本制度申込み手続き

- 1) 『LIXILフラット35取次店申込書』を弊社宛にFAXにてご提出下さい。
- 2) 弊社承認後以下の書類の提出をお願いします（各1部）。
 - i) LIXILフラット35契約書
 - ii) 商業登記簿謄本(法人)
 - iii) 印鑑証明書
 - iv) 印鑑届(弊社制定の書式)
 - v) 建設業許可証（写）、または宅地建物取引業者免許証（写）

3. 本制度でお願いする事項

- ・ 貴社は、本件フラット35の顧客紹介と申込書類等の取りまとめと弊社への送付（取次）、金消契約会の場所の確保等フラット35に関する手続きの支援をお願いするものであり、貴社は弊社の貸金業法に定める代理または媒介業務の取扱いを行うことはできません。
- ・ 貴社は、本件フラット35の審査にいっさい関与できません。
- ・ 紹介先顧客に対する本件フラット35の商品説明、契約は弊社で行いますので貴社の手を煩わせることはありません。
- ・ 貴社は、本取次に際し紹介先顧客の個人情報等の取扱いに関しては、諸法令の定める規則を遵守して行うこととします。
- ・ 貴社はその他「LIXILフラット35契約書」を遵守することとします。

以上

0003006-2106